

八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱

(平成28年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるものづくりを推進するため、市内において製造業又は製造小売業を営む小規模事業者が経営計画書に基づき新製品の製造又は開発に取り組む場合、その経費の一部に対し、補助金を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）による日本標準産業分類の大分類及び中分類に該当する製造業をいう。
- (2) 製造小売業 前号の日本標準産業分類により小売業に分類されるもののうち、自ら製造した製品を店舗により個人又は家庭用消費者に販売するものをいう。
- (3) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (4) 経営計画書 商工会議所又は商工会の経営指導員等から経営指導を受けて作成した経営計画書をいう。
- (5) 新製品 既存の商品とは異なる使用価値を有し、実質的に既存の商品と別個の範疇に属するものをいう。
- (6) 新製品開発補助金 この要綱の規定により、第4号に掲げる経営計画書に基づいて新製品の開発を行う者に対し、交付する補助金をいう。
- (7) 新機械導入補助金 この要綱の規定により、第4号に掲げる経営計画書に基づいて新製品製造のために新たな機械等の導入を行う者に対し、交付する補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、前条の経営計画書を作成した者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人にあつては、申請時において市内に事業所を有し、事業所の登記を

行っている者のうち、市税及び税外徴収金の滞納がないもの

(2) 個人にあつては、申請時において市内に住所及び事業所を有している者のうち、市税、国民健康保険税又は税外徴収金の滞納がないもの

(3) 申請する補助事業が、当該申請年度の3月31日までに完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、対象者から除外するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(2) 宗教活動、政治活動、公序良続に反する活動及びこれらに類する事業と認められるとき。

(3) 申請する補助事業が、当該申請を行う日の属する年度の3月31日までに完了しないとき。

(4) 当該年度にこの要綱による新製品開発補助金と新機械導入補助金を同時に受けようとしているとき。ただし、双方の補助金総額が上限額30万円を超えない場合を除く。

(5) この要綱による新製品開発補助金と新機械導入補助金のいずれも既に受けているとき。

(6) 過去に八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱（平成27年3月11日決裁）による新事業展開補助金を受けているとき又は当該年度に八女市新事業展開補助金を受けようとしているとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

（補助金の種類及び対象経費）

第4条 補助金の種類及び対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、次の表に掲げるとおりとする。

補助金の種類	対象経費
--------	------

新製品開発補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 新製品の製造又は開発のために招へいする専門家、アドバイザー等に対する謝金 2 前号の招へいに係る旅費（宿泊費を含む。） 3 新製品の製造又は開発のために専門機関、民間会社等へ委託する委託料及び経費 4 試作品の製作に係る原材料費。ただし、販売又は売上につながるものを除く。 5 試作品、サンプル品等の製作を第三者へ委託する場合の外注費等。ただし、販売又は売上につながるものを除く。
新機械導入補助金	新製品の製造に係る機械・器具装置、工具等の導入経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の表に定める補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、一申請当たりの限度額は、30万円とする。

（交付申請）

第6条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市ものづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 八女商工会議所又は八女市商工会において経営計画書を作成した旨の証明書（様式第4号）及び当該経営計画書（任意様式）の写し
- (4) 登記事項証明書の写し（法人に限る。）
- (5) 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る。）
- (6) 市税、国民健康保険税（法人は除く。）及び税外徴収金の滞納調査に係る同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、所管課長を経由して当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、八女市ものづくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するも

のとする。

- 2 市長は、前項に基づき書類の審査を行った結果、補助金の交付対象とならないと認めたときは、八女市ものづくり推進事業補助金不採択決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は交付決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八女市ものづくり推進事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のときは、この限りでない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、八女市ものづくり推進事業補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、八女市ものづくり推進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市ものづくり推進事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成33年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

様式第1号（第6条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年度八女市ものづくり推進事業補助金の交付を受けたいので八女市ものづくり推進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 補助金名	<input type="checkbox"/> 新製品開発補助金 <input type="checkbox"/> 新機械導入補助金 ※該当する補助金へ✓を入れる
2 補助事業の目的	
3 補助金の申請額 ※注	円
4 補助事業の完了予定日	年 月 日

(添付書類) ※注) 新商品開発補助金、新機械導入補助金ともに対象経費の2分の1の額とし、上限は30万円とする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 八女商工会議所又は八女市商工会において経営計画書を作成した旨の証明書（様式第4号）及び経営計画書（任意様式）の写し
- (4) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (5) 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る。）
- (6) 市税、国民健康保険税（法人は除く。）及び税外徴収金の滞納調査に係る同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 申請者の概要等

事業所名 又は屋号			
所在地			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	TEL	FAX	
	E-mail		
業種（中分類）		従業員数	
過去に補助金等 を受けた実績			

2 既存事業の内容

主な事業	主たる生産品目	年間生産額（千円）

3 取引先状況

主要取引先	割合（％）
合計	100

4 申請する事業の内容

①事業の具体的な内容	
②動機、経緯及び将来の展望等	
③需要及び市場規模	
④販売計画（販売方式、販売ルート等）	
⑤外部機関等への委託内容（実施する場合のみ）	
⑥スケジュール（交付決定日 ～ 年 月 日）	
項 目	予 定（ 月 ～ 月）

5 資金計画（申請事業に係る資金調達内訳）

区 分	金 額 (円)	備 考 (調達先等)
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
合 計		

6 申請事業の支出内訳 (単位：円)

経費区分		補助対象経費	積算内訳・説明
新製品開発補助金	①謝 金		
	②上記に係る旅費・ 交通費		
	③委 託 料		
	④原 材 料 費		
	⑤外 注 費 等		
新機械導入補助金	⑥新製品の製造に係 る機械・器具装置、 工具等の導入経費		
合 計⑦			⑦×2/3＝ 円 (申請額)

備考

- 1 対象経費については、その根拠となる見積書等の写しを添付すること。
- 2 補助対象経費は、交付決定日から事業完了日までに発注・契約等を行い、支払いが完了するものに限る。

誓 約 書

年 月 日

八女市長

（申請者）住 所

氏 名

印

私は、八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱の適格者として補助金を受けるに当たり、次のことを誓約します。

- 1 八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、申請する事業において、目標が達成できるように鋭意努力し、将来的には、雇用拡大につながるように事業に専念いたします。
- 2 八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議ありません。

様式第4号（第6条関係）

八女商工会議所又は八女市商工会において経営計画書を作成した旨の
証明書

年 月 日

八女市長

住 所

確認団体名

代表者氏名

印

次の者は、八女市ものづくり推進事業補助金の交付申請に当たり、八女商工会議所又は八女市商工会の経営指導員等によって申請者とともに経営計画書を作成したことを証明いたします。

事業所名	
事業主氏名	
事業所住所	
業種名	
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 新製品開発補助金 <input type="checkbox"/> 新機械導入補助金
作成年月日	年 月 日
指導員等氏名	
確認事項	<input type="checkbox"/> 計画内容は現実性があり妥当と認められる。 <input type="checkbox"/> 商品として生産性が見込めるものと思われる。 <input type="checkbox"/> 商品化により販売が見込めるものと思われる。
その他、特に記載すべき事項	

様式第 5 号 (第 7 条関係)

八女市ものづくり推進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった八女市ものづくり推進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 新製品開発補助金 _____ 円
 新機械導入補助金 _____ 円

2 補助金交付予定時期 補助金交付対象事業完了日以後

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更 (市長が認める軽微な変更を除く。) する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第6号（第7条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金不採択決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった八女市ものづくり推進事業補助金について、下記のとおり不採択とすることに決定したので通知します。

記

不採択の理由

様式第7号（第8条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた八女市ものづくり推進事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更区分 (変更 ・ 中止 ・ 廃止)

2 変更内容

様式第8号（第9条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	<input type="checkbox"/> 新製品開発補助金 _____ 円 <input type="checkbox"/> 新機械導入補助金 _____ 円
2 補助対象経費確定額	
3 補助金の精算額	
4 補助金精算額の算出根拠	
5 補助事業開始年月日	
6 補助事業完了年月日	

(添付書類)

- (1) 補助事業の実施状況又は成果を証する書類の写し
- (2) 補助対象経費確定額を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けで報告のあった八女市ものづくり推進事業補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

新製品開発補助金 金 _____ 円

新機械導入補助金 金 _____ 円

様式第10号（第11条関係）

八女市ものづくり推進事業補助金交付請求書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった八女市ものづくり推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 新製品開発補助金 _____ 円

新機械導入補助金 _____ 円

2 請求額 _____ 円

3 振込先情報

振込先金融機関・支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	